

パブリック・コメントに提出された主な意見

20.06.27

1. 我が国金融に求められる人材

- ◇ 我が国の金融・資本市場の競争力強化のためには、人材の知識面の底上げに加え、経営・組織運営技術の向上も検討すべき(個人)
- ◇ 金融専門人材は、「市場」や「国際化」の観点のみならず、個々の「国民」(「利用者」)のために必要(個人)
- ◇ リーテイル分野についても、ホールセール分野とは別に、相応の金融専門人材が求められている(個人)
- ◇ 銀行の経営者、経営幹部として必要な資質は「金融の知識」ではなくむしろ「経営者としての視点」(個人)
- ◇ 企業内部の人材よりもむしろ外部から経営を見渡し、尚且つ経営者に対する助言、立案、企画などを行える人材が必要(個人)
- ◇ 金融業界にとって必要なのは総合的経営判断能力やイノベーションを起こせる人材であり、こうした人材は現場での実践の中で養成すべき(個人)
- ◇ 「トップの経営力、ミドルの戦闘力」が外資に比べ見劣り(個人)
- ◇ わが国金融人材の一番の問題点は数理的能力のある人材がしかるべきポジションにいないこと、また数理的人材のボリュームも米英に比して著しく少ないこと(個人)

2. 金融専門人材に期待される能力・役割

- ◇ 金融専門人材に最も期待される資質は「利用者」や「市場」のために職務を行うとの認識である(個人)
- ◇ 金融機関とはどのレベルの会社を指しているのか。本質的には同じ業務内容であっても、業態によって必要とされるスキルや知識は異なる(個人)

➤ 個別業態からの反応

- ◇ 金融士について、マネーセンターバンクから地域金融機関まで一律・同様に求めることは現実的でないのでは(第2地銀)
- ◇ 金融専門人材が具備すべき要件については「国際金融センターにふさわしい人材の厚みを増す」観点で検討されており、地域金融機関の観点からは必ずしも必要な資格とは考えられないが、どうか(全国信用金庫協会)
- ◇ 信用金庫が求める人材とメガバンクが求める人材は必ずしも一致しないのではないかと(全国信用金庫協会)
- ◇ 信託銀行は多様な業務を営んでおり、今回のコンセプトと完全に合致した金融専門知識が求められている訳ではない(信託協会)

- ◇ 生命保険会社の経営、監督に携わる場合に求められる知識・能力等と報告書の人物像が必ずしも一致しないのではないか(生保協会)

➤ 具体的な業務内容の明確化

- ◇ 金融士の対象業務の範囲と求められる知識や経験の範囲を明確に整理することが不可避(生保協会)
- ◇ 専門資格によって行う中核業務が資格を取得するインセンティブとなるところであるが、金融士(仮称)をもって行い得る中核業務が判然としない(日本公認会計士協会)
- ◇ コンプライアンス意識の共有に向け、金融士の果たす役割を明確にして欲しい(第2地銀)

3. 資格制度の活用

➤ 資格制度

- ◇ 趣旨・理念は賛成(信託協会、損保協会、東証自主規制法人、証券会社、日本公認会計士協会、CFA協会 等)
- ◇ 規制強化の方向を危惧。公認会計士や税理士、弁護士等既に国家資格として整備されている分野も多く、新たに資格を創設する必要性に疑問(全国信用金庫協会)
- ◇ 人材の能力を活かしきれていないという問題は、公認された資格を作ることで解決されるものではない(証券会社)
- ◇ 生命保険事業の特性を踏まえ、資格の活用を義務とはせず、各社の裁量に委ねて欲しい(生保協会)
- ◇ 既に公的セクターや民間セクターでは多数の公認会計士、弁護士等が活動し、相応の信頼性を確保している一方で、必ずしもその有する専門資格に見合った待遇を受けていないという我が国経済社会の実情においては、資格制度をもって人材の流動化に資するとはいい難い(日本公認会計士協会)
- ◇ 想定している資格取得者は、既にMBAやCFAを保有しており、金融士(仮)は必要ないのでは(ACCJ)
- ◇ 人材の全体的な底上げを狙うのであれば、資格ではなく能力検定でいいのでは(個人)
- ◇ 資格の目的を当局規制や自主規制の有効性と透明性を高める目的に絞って、資格を導入すべき(個人)

- ◇ スキルの証明ができ、他業界との人材交流も可能とするステイタスのある資格制度であれば、長期的な我が国の金融技術向上に最も有効であり、投資教育としての意義も深い(個人)
- ◇ 金融業界で一定の経験を積んだ者以外に金融専門能力を持った新しい血を入れる手段として資格制度の意義は大きい(個人)
- ◇ 若いうちに高級の外資で財産形成しておこうと考える人が多いが、高年齢になっても一定の収入を得ることが可能なよう、他業界に転職してもスキルが活かせるという能力証明のための資格が意義深い(個人)
- ◇ 金融MBA(金融幹部候補生)試験創設が現実的かつ有用(個人)
- ◇ 金融庁の監督方針、検査方針等を、金融機関トップへわかりやすい形で周知徹底する手段として、資格試験が考えられる(個人)
- 「金融士(仮称)」の名称
 - ◇ 「求められている資質(知識・経験)」は全ての金融機関に必要とは考えられず、名称として「金融士(仮称)」は適切でない(全国信用金庫協会)
 - ◇ 例えば、金融分野別に名称を区別してはどうか(「〇〇金融士」等)(全国信用金庫協会)
 - ◇ 「金融専門士」といった名称はいかがでしょうか。〇〇分野であれば「金融〇〇専門士」(個人)

4. 資格の位置付け

- 公的関与のあり方
 - ◇ 取締役等による取得義務付けや人的構成要件等の制約につなげるものがないよう十分配慮いただきたい(全銀協)
 - ◇ 人材育成・配置は金融機関の経営判断の問題で、一律的な義務付けは馴染まない。(こうした観点から)金融機関に対する金融士の一律的な義務付けは意図していない、ということによいか(第2地銀)
 - ◇ 金融士の資格が、業務独占を伴うものではないことを確認したい(全国信用金庫協会)
 - ◇ 金融士の資格取得が、理事就任の要件又は理事のうち一定人数の取得を求めるような要件とはならないことを確認したい(全国信用金庫協会)

- ◇ 各金融機関に金融士資格の取得者が一定数いることが、何らかの要件（許認可等の要件）とはならないことを確認したい（全国信用金庫協会）
- ◇ 信託銀行は多様な業務を営んでおり、今回のコンセプトと完全に合致した金融専門知識が求められる訳ではないため、資格取得を取締役の適格要件とすることや、金融機関に対し資格取得者の一定割合を確保する等、金融機関に対して新たな制約をもたらすことにならないよう配慮いただきたい（信託協会）
- ◇ 取締役は実務経験が重要となっている実情があり、資格を一要素として考慮するとしても、実際の運用は各社の判断を尊重すべき（生保協会）
- ◇ 資格は、必須条件として求められるものではなく、あくまでも人材育成・人材能力を測る指標として活用することが目的であることを確認したい（損保協会）
- ◇ 細目は民間委託とするが、最終的に国家として認定する国家資格とすることを求める（証券会社）
- ◇ 業務独占規定を設けること等の資格の位置づけは、より慎重に検討されるべき（日本公認会計士協会）
- ◇ 「何らかの公的関与」は認知度の向上に大いに資する（証券アナリスト協会）
- ◇ 新たな規制を設けることにつながらないか（ACCJ）
- ◇ 金融機関に必置を求めると、コストがかかり東京市場が敬遠されるのではないか（ACCJ）
- ◇ まずは民間主体の資格として、例えば厚生労働省主管の技能検定制度を活用することが考えられる（個人）
- ◇ 監督指針や検査マニュアル等を通じて、事実上強制力をもつかのような運用を行うようなことは、避けるほうが良い（個人）
- ◇ 金融関係者や金融業界を目指す学生の中から一定数のエリートを確保することが目的であるならば、金融業界団体が独自に資格制度をつくり、金融庁が様々な方法で支援すれば良い（個人）
- ◇ 当面、金融士（仮）は国家資格（弁護士、税理士、会計士等）又は民間団体資格（証券アナリスト、中小企業診断士等）の上位資格と位置付け、社会的に一定の地位を得たと認められる場合に、金融士（仮）単体での資格を検討すべき（個人）

5. キャリアパスのイメージ

- ◇ 社会人が現在と同様に職務を遂行しながら大学等での単位取得や資格取得者の継続教育を行うことは困難である場合が多いことから、夜間授業、エグゼクティブ・プログラムの充実、資格要件の緩和などには十分配慮した検討をして欲しい(生保協会)
- ◇ 資格は就職後に取得することも想定されるため、採用条件の必須項目とはせず、あくまで優先度を測る上での目安として利用することが好ましい(東証自主規制法人)
- ◇ 法学部を卒業して金融実務を担うべき人材が、毎年数千人、法科大学院に進学してしまっている(個人)
- ◇ 金融機関等に就職・転職するための「金融課程」のようなものを創設し、大学が資格を認定できないか(個人)
- ◇ キャリアパスの設計において中小企業診断士資格を加えることはできないか(個人)
- ◇ 金融機関、特に保険年金の数理的素養のある既存の人材が欧米水準の金融数理を身に付け、即戦力となりうるようなインセンティブをあたえるような資格の運営が重要(個人)

6. 求められる資質(知識・経験)

➤ 全体

- ◇ 法制度の改正が頻繁に行われ制度的制約や考え方も日々変化する中で、実務家として身に付けておくべき制度的制約に関する知識レベルを図ることは、実際問題として難しい。法律及び財務会計の基礎については、金融実務に携わる者として持っているべき必要な法令・制度の知識を問う形とした方が望ましい(証券会社)
- ◇ 法律、英語を除く6科目については細分化されすぎており、負担が重い。法律、英語以外の科目については大幅に統合すべきであり、リスク管理・財務諸表分析・ファイナンスの3科目を「金融実務(仮称)」に統合し、専門科目による資格分けは「金融法務」「金融実務」の2本立てにすべき(証券アナリスト協会)
- ◇ 挙げられた9分野のうち、7つの専門分野は絞り込むべき。重要であるのは「法律」「財務会計」「ファイナンス」(個人)

- ◇ 全科目を必須とする必要はなく、英語、経営学、金融工学・統計学は選択科目でよいのではないかと考える(個人)

➤ 英語

- ◇ TOEICなど英語能力を測る試験は定着しており、英語について既にハイレベルな資格を保有する場合においては、試験項目免除をする等の工夫が必要(信託協会)
- ◇ 金融に携わる者のコンプライアンススキルが、今まで以上に幅広くかつ高水準であることで、金商法の求める利用者保護と市場機能の確保をより一層実現できるのではないかと考えると、英語は必ずしも必須とする必要はない(証券会社)
- ◇ 英語を必須とする業務分野であっても、既存の試験で代用してもよいのではないかと考える(証券会社)
- ◇ コンプライアンスなどの分野で、国内法制に精通した人材を幅広く確保すべき現状で、必ずしもハイレベルの英語能力を要件としなくてもよいのではないかと考える(東証自主規制法人)
- ◇ 英語を必須とする考え方には賛成するが、英語の受験時期も選択制とし柔軟性を持たせるべきである。英語の早期学習を促すインセンティブを付与する必要(証券アナリスト協会)
- ◇ 英語力の取得には年季が必要であり、早期学習を促すインセンティブを用意する必要(証券アナリスト協会)
- ◇ 日本人が国際会議の場で不利だと指摘されることは、英語力よりも交渉力や自己主張のテクニックに問題があることである。文法的に完璧でない英語でも自己主張は可能(個人)
- ◇ 何れかの科目の試験の英語版を用意し、その科目を英語で受験すれば英語を免除するという方法も考えられる(個人)

➤ 法律・コンプライアンス・職業倫理

- ◇ コンプライアンス・職業倫理も習得すべき分野の一つではあるが、基礎段階での知識を問う分野ではなく、専門試験に付随する試験として思考プロセスを問う形とするか、一定のプログラム受講後論文を提出させる形でその資質を問う形にするほうが適当(証券会社)
- ◇ コンプライアンス、職業倫理については、資格試験(基礎科目)に追加していただきたい(証券会社)

- ◇ 私法の基本法たる民法を明記していただくことを希望。単位取得及び資格試験（基礎科目）に追加し、必須にすべき（証券会社）
- ◇ 「職業倫理」よりもガバナンスや内部統制・内部監査の試験を求めるべきではないか（個人）
- ◇ トップレベルには「企業倫理、コンプライアンス、顧客保護」の試験が別途必要（個人）
- 金融分野
 - ◇ 金融士に求められる知識分野はどのような内容を想定しているか確認したい。その中でも、金融工学はどのような内容を想定しているのか（第2地銀）
 - ◇ 金融工学と統計学はひとつの科目にまとめて欲しい（個人）
 - ◇ コーポレート・ファイナンスに財務分析、企業評価、信用リスク分析を加えて欲しい（個人）
 - ◇ 金融工学、ファイナンス、経済理論等について、「形式知」は十分存在している。人材に関する課題としては、暗黙知の蓄積について検討されるべき（個人）
 - ◇ 「コーポレート・ファイナンス」のみならず「アセット・ファイナンス」も重要であり「ファイナンス」とすべきでは（個人）
- その他に求められる資質
 - ◇ 我が国は中小企業の事業所数の割合が高く、間接金融のうち中小企業への資金供給も重要であるため、中小企業診断士等に求められる知識も必要ではないか（全国信用金庫協会）
 - ◇ 資格試験における基礎科目に「パーソナルファイナンス」を追加（FP協会）
 - ◇ リーテイル分野に必要な知識・経験（個人）
 - ◇ 金融課税に関する知識は必須（個人）
 - ◇ 基礎科目ないし専門科目に、中小企業論、地域経済、中小企業金融等の科目を加えるべき（個人）
 - ◇ ファイナンス理論の実用化に必要なデータベース等の実施手段も専門性として必要なのではないかと（個人）
 - ◇ 基礎科目に「問題解決力」を加えて欲しい（個人）

➤ レベル感と資格者数

- ◇ 金融機関に求められる知識・経験は、金融機関により様々であり、金融士のレベルによっては、活用の度合いが異なるため、どの程度のレベル感を想定しているのか明確にしてほしい(第2地銀)
- ◇ 業務独占規定を設ける予定のない資格を、医師等国家資格並みのハイレベルなものにしても、資格取得のインセンティブが働くとは考えにくい。従って、ビジネスやコンプライアンスのレベルアップを図ることを目的の1つとするのであれば、ある程度の数の有資格者が国内金融機関に広く駐在し、日々のレベルアップに資するような資格であることが望ましい(証券会社)
- ◇ より「実務レベル」で求められる幅広い人材が確保できるようにすべき(日本公認会計士協会)
- ◇ 実務レベルで求められるものにすべき(証券アナリスト協会)
- ◇ 実際にプロとして成功するためには、知識に加え、市場や商品、対人関係等に関するセンス、体力、勇気が必要であり、こうした資質は実務経験を通じて磨かれる。したがって、(フルタイムで数年の準備を要するレベルではなく)金融機関に所属する20-30代の人が、仕事をしながら通信教育等で勉強し、3-4年で合格するレベルとすべき(証券アナリスト協会)
- ◇ 経営トップまたは管理者のみに照準を合わせるのではなく、金融・資産運用・証券市場のプロとして活躍しようとする全ての人材を対象とすべき(CFA協会)
- ◇ 金融商品取引業者や登録金融機関向けの役員の資格試験であれば、海外の資格と同様、普通に勉強すれば受かる試験にすべき(個人)
- ◇ なるべく多くの受験者を集め日本の金融界のレベル底上げが望ましい(個人)
- ◇ 法曹・会計士・官界にも魅力のある資格にできるかがポイント。金融面に明るい専門家を育成し、日本の専門職の大幅なレベルアップが可能となる(個人)

7. 資格要件・選考主体

➤ 単位取得

- ◇ 大学での単位取得を資格要件とする場合には、具体的な制度設計において単位取得に係る負担に十分配慮いただくよう要望する。具体的には、例えば、従事する業務の内容に応じた取得単位の一部免除等について検討いただきたい(全銀協)

- ◇ 大学での単位取得を要件にするのは再考すべき。例えば、理系出身者に大学において法律等の単位取得を求めることは受験者数を制限し、資格のクレディビリティに悪影響（証券アナリスト協会）
 - ◇ 単位取得を要件とすると、受験者にとっては証明書類の準備、資格の運営者にとっては要件のチェックに膨大な時間とコストが必要（証券アナリスト協会）
 - ◇ 経済物理学・行動経済学を経済理論のカリキュラムの一部に組み入れることや、リスク管理におけるリスク量の計測等については統計学・金融工学のカリキュラムの一部に組み入れることは検討できないか（個人）
 - ◇ 講習の履修を必須とせず、試験と実務経験のみで資格取得を可能とする、又は講習を必須とするのであれば、通信教育等の時間に拘束されずに受講できる工夫も必要（個人）
 - ◇ 大学通学・必要単位取得は負担が大きいことから、マークシート式一次試験でも代替できるようにすべき（個人）
 - ◇ 大学等での単位取得について、社会人にとっては負担が大きい。専門学校や特定企業が実施した研修で単位が取得できるようにして頂きたい（個人）
 - ◇ 「ケーススタディ」は、通常のゼミや演習のことではないか（個人）
 - ◇ 機関毎、講師毎の教える内容や得意分野についてばらつきが生じることは、イノベーションの観点からは肯定的にとらえ、奨励すべき（個人）
- 実施形式
- ◇ 「基本コンセプト」では基礎科目をすべて終了してからでないと専門科目を受験できないが、受験者利便のために受験・合格の順序については柔軟性を提供すべき（証券アナリスト協会）
 - ◇ 試験形式は「短答式、論文式」二段階選抜方式が望ましい（個人）
 - ◇ 試験はコンピュータを使用すべき（個人）
 - ◇ 試験問題ごとに合格基準点を設定することや、論述・口述試験の導入、論理問題と実務問題のバランスを検討すべき（個人）
- 中間的資格の付与
- ◇ 中間的な達成度およびモチベーションの向上のために中間資格の付与に賛成（証券アナリスト協会）

➤ 実務経験

- ◇ 実務経験を求める場合には、企業や金融機関における適材適所の人材配置や研修面での実情に十分配慮した対応を要望(全銀協)
- ◇ 金融士を育成するにあたって、実務経験が重要であるとするが、今案がそのまま生命保険業界になじまないのではないかと(生保協会)
- ◇ 実務経験を事前要件とすることは、経験者にのみ有利であり、人材層を厚くするためにはマイナス(個人)
- ◇ 金融や財務関連の情報システムに携わる業務も実務経験として認定していただきたい(個人)
- ◇ 公務員経験による資格取得要件の緩和はやめるべき(個人)
- ◇ 経験すべき具体的実務を特定することは困難であり、実務経験を最終合格の要件とすべきではない(個人)

➤ 実施・選考主体

- ◇ 資格制度が目指す目的を達成するため、関係機関のバランス等を含め、入念な検討をして欲しい(東証自主規制法人)
- ◇ 選考主体は民間の中立的、公共的組織とし、実務に近く機動的に対応できる機関が役割分担をすることが望ましいという考え方に賛成(証券アナリスト協会)
- ◇ ゼロからの開発は現実的な選択肢とは言えない。既存の制度の活用は人材の有効活用をも意味する。一流の人材をめぐる既存の教育機関との不毛な争奪戦を余儀なくされることも考えられる(証券アナリスト協会)
- ◇ 既存のリソースを活用すべき(CFA協会)

8. 継続教育

- ◇ 知識と情報・人的ネットワークの有機的な活用は、金融専門人材の育成・活用においても重要であり、積極的な運用を資格選考主体と受験者・有資格者が共に考えていくべき(証券会社)
- ◇ 通信講座やインターネット等、遠隔地においても学習、継続教育が可能となるような教育課程を導入することは必須(証券会社)
- ◇ 欧米では継続教育を兼ねた業界の集まり(Conference)が年2回行われており、交流を深めつつ最新の金融動向を把握(個人)

9. 他の資格等との関係

- ◇ 既存の資格との整理をどのように行うのか。現状弁護士、公認会計士、MBAといった多種多様な専門的資格があり、必要に応じ、それらの専門家と連携を図ることで問題ないのでは？（第2地銀）
- ◇ 今後の資格取得予定者や企業による従業員への資格取得勧奨場面における適切な目標付けができるよう、既存の資格との位置付けや切り分けについて整理する必要（生保協会）
- ◇ 一定の学習を必要とし、かつ、複数の選考を経て資格認定され、すでに一定の社会的な認知・信頼を得た資格（証アナ、CFP等）の資格要件、試験構成、難易度等を考慮し、金融士（仮称）の制度設計をすることで、円滑な導入が図れるものと思量（証券会社）
- ◇ 既存の民間資格との優劣を決定した上で、他の資格との関係を議論すべき。金融士（仮称）が証券アナリスト等既存の資格に優越する資格とするなら、優遇措置の内容はある程度決定される（証券会社）
- ◇ 金融士が法律相談業務を行えば弁護士法第72条に抵触するおそれ（日弁連）
- ◇ 既存の資格取得者や相応の実務経験者に一定の条件のもとで優遇措置を設けることは適当（日本公認会計士協会）
- ◇ アクチュアリー資格取得者については、弁護士、公認会計士と同等、又はそれより一層、金融士（仮称）資格を容易に取得できることとするのが適当（日本アクチュアリー協会）
- ◇ 既存の制度の活用は人材の有効活用も意味（証券アナリスト協会）
- ◇ CMAプログラムは基本的なコンセプトの資格試験と極めて親和性が高い（証券アナリスト協会）
- ◇ CFP資格に、試験における一定の優遇措置を付与してほしい（FP協会）
- ◇ 試験の一部ないし全部をCFA試験で代替して欲しい（CFA協会）
- ◇ 弁護士に金融の知識まで求めるのは、金融規制当局の所掌を超えるのではないか（ACCJ）
- ◇ 例示すべき資格として、「内部監査人」ではなく「公認内部監査人、公認金融監査人等」とすべき（個人）
- ◇ 「金融士」の領域は米国CFA資格で十分カバーされており、新たな資格は不要ではないか（個人）

- ◇ 金融に携わる者は如何にイノベーションを生めるかが生命線であり、官製資格によるハードル設定を避ける、もしくは既存資格との整合性・互換性・一部試験の相互免除を措置すべき(個人)

10. 官民の共通認識の促進や官民等の人事交流に向けて

- ◇ 資格の運用においては、官から民に対する人事的な影響力の行使を防止する方策を盛り込むことが適当(全銀協)
- ◇ 官民、民民の人事交流が促進されるだけの社会的な基盤・認識は未成熟であると考えられる。これらの基盤・認識を醸成するための事業会社における意識改革、あるいは公務員制度改革もまた必要かつ重要な要素ではないか(日本公認会計士協会)
- ◇ まずは、民間企業における資格取得者の確保・育成が必要(東証自主規制法人)
- ◇ 所謂天下り目的の箱になってはならない(証券会社)
- ◇ 公務員の天下りを助長するようなことがないよう、その要件は厳格にすべき(日本公認会計士協会)
- ◇ 金融機関、各種専門家、大学(院)、当局という様々な立場の者が、金融について共に学び自由に議論する制度の創設には賛成(個人)
- ◇ 資格試験は金融機関等へ入る基礎力がある証明、またはパスポートとしての補助的役割に限定すべき(個人)

11. 高度金融人材産学協議会との連携

(意見なし)

12. 資格のグローバル化と海外からの人材の確保

- ◇ 海外の資格との間で相互評価されるよう当局には諸外国と交渉していただきたい(証券会社)
- ◇ 海外に同様の資格があれば、不足要件のみの審査で資格認定の道を開くことは海外からの人材の確保の工夫の一つ(証券会社)
- ◇ 内外で難易が生じないような制度設計が必要(証券会社)

- ◇ 米国、香港、シンガポール等の国々で、証券業務や投資顧問業務等を行う場合に取得が義務付けられている資格試験の一部がCFA資格取得者には免除（CFA協会）
- ◇ 参入規制とならないよう、英語版の試験も同時に作るべき（個人）
- ◇ 日本の金融機関をアジアの優秀なプロフェッショナルにとって魅力的な職場にするためにも、英語による金融人材の育成も行うべき（個人）
- ◇ （米国流のMBA教育だけでなく）アジア的な価値観を反映した金融人材育成を行うべき（個人）
- ◇ 試験は既存試験の運用や内容を見直すか、新規に作る場合は自主規制団体主導で諸外国との整合性のとれたものにすべき（個人）
- ◇ 各国で求められている当局の必須資格制度と日本での資格の互換性の検討が必要（個人）
- ◇ 外国金融専門人材のみ、国内の大学での単位取得や資格試験が免除されているが、海外と日本では法律の内容が異なるので、合理性がないのでは（個人）

✓ その他

- ◇ 制度の詳細決定から実施までには十分な準備期間を設けることが適当（全銀協）
- ◇ 広く意見を述べる機会を設けていただきたい（生保協会）
- ◇ 我が国金融の国際的な位置付けが低いといわれる事象については、金融知識のレベルを向上させることのみで解決されるとは思えない（証券会社）
- ◇ キャリアパスに弁護士が含まれており、意見を聴取して欲しい（日弁連）
- ◇ 研究会へのオブザーバー参加を希望（FP協会）
- ◇ 研究会に、現役のコンプライアンス責任者を加えて、意見を反映させるべき（個人）

（以上）